科研費

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号: 13801 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2012~2014

課題番号: 24730103

研究課題名(和文)アメリカにおける公共信託理論の生成と展開

研究課題名(英文)The emergence of public trust doctrine and its development

研究代表者

米谷 壽代 (MAITANI, Hisayo)

静岡大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号:30624209

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文):本研究においては、米国連邦最高裁判所において公共信託理論がどのように用いられ、現在の環境法学において、いかなる役割を果たしているのか検討を行った。制定環境法の理念としての役割と、具体的な判例において直接適用される場面の両側面に分類して検討を行い、直接適用される場面においては、自然的特性(可航水域であるか、干潮の影響を受けるか等の条件とともに、保護の対象となる資源の特性)が考慮されるが、収用理論との兼ね合いで、本法理を非常に抑制的に用いている面が指摘できた。引き続き、私的財産の保護と環境規制の交錯場面における法的対応について、検討を深めていきたい。

研究成果の概要(英文): The analysis has been conducted on the role and the usage of public truct doctrine by US supreme court in the context of the contemporal environmental law. Based on the analysis from the view point of its idea and its practical application, The public trust doctrine is found to be applicable through adopting taking clause with certain restrictions event though its direct application tends to be affected by the spedic biological and goegaphical feature of the wet-land at issues such as its navigability and ebb and flow rule. The certain overlaps remains between the protection of private asset and the environmental regulation. More careful and clear juridictional argument is needed to consisitently react to this overlapping zone.

研究分野: 環境法、民法

キーワード: 公共信託理論 規制的収用 収用補償 環境法 湿地帯規制

1. 研究開始当初の背景

1960年代以降、アメリカでは、環境保護をめぐる意識の高まりとともに、サックス教授らによって主張された公共信託理論の適用範囲拡張を目指す議論が、各地で展開され、制定環境法の立法の根拠とされてきた。また、この動きと併せて、無計画な土地利用に対する反省が行われ、環境保全の観点から上述の制定環境法改正等の動きの中で、新たな規制の整備がされはじめたのは、1970年代以降の政策(インセンティブ)にもとづき、アメリカ合衆国連邦におけるすべての州で土地利用に関する環境規制の整備がすすめられたことを指す。

しかし、このような法整備の理論的背景には、公共信託理論が深く関係し、環境規制と収用をめぐる争いと密接に関係している。公共信託理論は、イギリス法等にまで起源を有する伝統的な法理である。19世紀中旬において鉄道敷設事業のための湖岸埋立てをめぐる事案 Illinois Central v. Illinois (1892年) 判決等、アメリカにおいても実質的な要件が議論された。

もっとも、その内容について、我が国にお いても若干の紹介は行われてきたが、そこで 提起されてきた理論の内容の各論点にまで わたって踏み込んで分析を行う本格的な研 究は、これまであまり行われてこなかった。 そのため、本研究において、近年の環境法制 と財産権の関係について論じる上で、アメリ カ法の判例における議論の歴史的な文脈に 遡り、丹念に公共信託の法理を分析し、理論 的に整理することは、我が国においても必要 不可欠の作業である。すなわち、環境法制と 財産権の収用の議論を公共信託理論の歴史 的文脈に遡って検討をすることによって、日 本法において、環境侵害に伴う争いを解決す るための基礎となる新たな視点の導入、なら びに環境訴訟に伴う救済を考える上で参考 となる考え方を提示することが期待される。

2. 研究の目的

上記の問題意識(背景)を出発点として、本研究では、日米両国で大幅に異なる財産権の捉え方を前提とした上で、アメリカの公共信託理論をめぐる議論を再検証し、アメリカの議論のいかなる部分を日本に導入しうるのかを見極め、日本国内の議論に新たな視点を提供することをめざす。今後、日本社会にも新たな多様な環境規制の導入の必要性が予測される。そのような中、本研究は、これまでに十分に検証されることのなかった論点を検証し、日本法への具体的な示唆を行うことを目的とした。

研究代表者のこれまでの研究成果をふまえ、本研究では、第1課題:米国における「公共信託理論」の歴史的議論経過の検証と考察、第2課題:環境規制に伴う収用補償などの救済の多様性と、その後の州裁判所と連邦裁判

所において提起されてきた問題を分類し、そこでの判例法理の形成過程と救済の実効性の検証と考察、第3課題:米国における公共信託理論をめぐる議論の日本への応用可能性の検討、以上3つの課題について研究を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

まず、第1課題、第2課題については、近年のアメリカの学術論文などの調査・閲覧には「LexisNexis」等のデーターベースを活用し、資料を収集した。そのほか、関連する事案については、EPA等のホームページを活用した。その上で、それらの内容を丹念に翻訳、整理して、上記課題について、研究を行った。また、研究上の意見交換のため、カリフォルニア州サンフランシスコにて国立公園の現地調査をし、環境法の専門家との意見交換を行った。

第3課題については、国内の判例データーベースおよび各種文献を中心に、文献の精読と調査を行い、併せて、我が国の海岸線の景観保全をめぐって訴訟の対象となった鞆の浦においても現地で複数のインタビュー調査や、資料収集を行った。

4. 研究成果

本研究では、アメリカにおいて公共信託理 論がどのように連邦最高裁判例に用いられ、 現在の環境法学において、いかなる役割を果 たしているのか、検討を行った。その結果、 解釈上の理論としての公共信託理論と、立法 上の理念としての公共信託理論の二つの側 面に分類して論じる必要があることを指摘 した。その上で、解釈上の適用のある場面と しては、海、湖、河川の航行可能水域から広 がり、水面下の土地において、適用場面が拡 張していることを確認した。また、近年の海 面下の土地の埋め立てをめぐる Stop the Beach 判決における適用の可能性についても 検討し、公共信託理論の適用領域の画定を行 った。さらに収用をめぐる議論の新たな側面 について紹介した。

我が国における公共信託理論の受容の可能性についても、鞆の浦判決などを例に検討を試みた。それぞれの課題で、検証した内容については、下記のとおりである。

(1)第1課題においては、上述の公共信託理論の生成と現在にいたるまでのアメリカ連邦最高裁判所における適用場面に着目し、検討を行った。なかでも、アメリカの連邦最高裁判所で、本理論を実質的に採用したと評価される Illinois Central v. Illinois 判決 146 U. S. 387 (1892年)に焦点をあて、判決の背景と判決内容、さらには、本判決以降の連邦最高裁判所の本理論の活用状況について、分析を行った。ここでは、公共信託理論が、判例上、具体的に認められた場面が、当初、可航水域(navigable water)など水

面下の土地を出発点とする範囲であったことを確認した。この要件は、近年の判例においても厳密に同じではなく、海、湖、河川へと拡張傾向にあるが、類似の考慮が払われている。さらに、近年の事例においても、エネルギーの産出に関連した公的資源や、土地の自然的特徴を考慮に入れた適用がされているという点を確認した。

(2)第2課題については、連邦最高裁判所において、環境規制に伴う収用をめぐって争われた最新事例に焦点をあて Stop the Beach Renourishment, Inc. v. Florida Department of Environmental Protection, 560 U.S. 702 (2010年)判決、ならびに Koontz v. St. Johns River Water Management, 133 S.Ct. 2586 (2013年)判決の二種類の事例に着目し、収用補償理論の展開について、それぞれ検討を加えた。

Stop the Beach 判決においては、臨海地の 所有者らが原告となり、州による沿岸部の埋 め立てが臨海権の侵害であるとして、収用を めぐって争われた事件である。本件では、第 5修正の適用を審査する上で、司法判断に伴 う財産権の侵害が収用にあたるという意味 での「司法上の収用」の可能性について、相 対多数意見において、初めて肯定的な判断が 示された点で議論を呼ぶ判決であった。判決 においては、公共信託理論への言及は見られ なかったが、評釈などにおいては、適用の可 能性を指摘する文献も多く、収用と公共信託 理論の関係について考察する上で重要な判 決であった。公共信託理論とは、一度、議会 が私人に私的な所有権限を認めた土地であ っても、その土地に内在して認められる「市 民が自由にその土地の便益を享受すること ができる権利」に違反して、私的な独占を行 った場合には、州が規制をかけ、当該土地に ついて独占的な利用を行う私的所有者の権 限を奪うことを認める法理である。そのため、 州の強力な権限行使を認めることになるた め、連邦最高裁判所では、収用をめぐる議論 との関係もあり、本法理を非常に抑制的に用 いている面が指摘できた。

Koontz 判決では、環境規制に伴う湿地帯開発の許可条件を課す場面において、行政機関が不許可処分とした場合であっても、Nollan / Dolan 判決で用いられた規制目的(正当な州の利益)と条件との間に、基本的な関連性と大まかな比例性の要件の充足をさせなければならないと判断した事案であった。規制的収用の適用領域を積極的に示す事例であった。

しかし、上述の研究では、環境規制に伴う 収用補償(金銭的な補償に限らず、規制的収 用の対象となる者への緩和措置も含む)など が認められる救済の多様性については、言及 することができたが、州裁判所における実質 的な収用補償の算定基準等や税制と関連し た議論までは、分析することができなかった ため、引き続き、今後の検討課題としたい。

(3) 第3課題については、国内法の状況に 目を転じ、我が国での環境法の制定過程なら びに主要な訴訟の動向を広く概観した。特に、 沿岸部の開発をめぐって、近年我が国の最高 裁判決において、法律上保護される利益とし て新たに認められた景観利益の侵害が問題 とされた下級審判決である鞆の浦埋め立て 訴訟に着目し、法廷でいかなる議論が展開さ れていたのか、議論状況の整理を試みた。

その上で、景観利益の性質をめぐる検討とあわせ、当該沿岸部の**自然的特性**に応じた利益衡量を行う可能性について、我が国において、アメリカ法との比較の上で、公共信託理論の適用の可能性について入浜権概念への見直しの視点とともに若干の試論の提示を行った。

(4) 今後の課題については、沿岸部の規制に伴い、公共信託理論がどのような役割を果たすのか、気候変動に関連する訴訟との兼ね合いで研究を進めていきたい。併せて、アメリカにおいて、制定環境法の導入に伴い、財産的価値が低下してしまう当事者に対し、どのような収用補償を規定しているのか、引き続き検討し、我が国の環境法制との関連で、比較検討をしていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①<u>米谷壽代</u>「アメリカ環境規制に伴う収用補 償理論の展開」静岡大学法政研究 19 巻 2 号 (2015 年) 49-74 頁, 査読無

〔学会発表〕(計6件)

- ①<u>米谷壽代</u>「地球温暖化ガス規制と大気浄化法の下での EPA の権限—Utility Air Regulatory Group v. EPA, 134 S. Ct. 2427(2014)」, 早稲田大学アメリカ法判例研究会, 2014年12月13日, 早稲田大学(東京都新宿区)
- ②<u>米谷壽代</u>「アメリカ環境法における損害 論」,市民生活と法研究会,2014年6月29日, 福岡大学(福岡県福岡市)
- ③米谷壽代「土地利用許可申請者から政府が 土地を取得するとき、政府は、たとえ不許可 処分の場合でも、Nollan/Dolan 判決の要件 を充足しなければならないか。Koontz v. St. Johns River Water Management District133 S. Ct. 2586 (2013)」,合衆国最高裁判例研究 会,2014年6月21日,学習院大学(東京都 豊島区)
- ④米谷壽代 「既存のデーターベースの比較検

討と今後の方針」, 判例翻訳データーベース 作成検討会, 2014年1月25日, 関東学院大 学関内メディアセンター(神奈川県横浜市)

- ⑤<u>米谷壽代</u>「環境権・景観権と鞆の浦差止判決について」,市民生活と法研究会,2012年11月11日,12日,静岡大学(静岡県静岡市)
- ⑥<u>米谷壽代</u>「アメリカ公共信託理論の生成と 展開」,民事法実務家研究会,2012年7月14 日,静岡大学(静岡県静岡市)

〔図書〕(計2件)

- ①吉田仁美編、<u>米谷壽代</u>ほか『人権保障の現在』(ナカニシヤ出版,2013年,316頁)(分担執筆)「環境訴訟における空間的利益の保全一鞆の浦景観訴訟(広島地判平成21年10月1日)に着目して」担当(44-65頁)
- ②田井義信編、<u>米谷壽代</u>ほか『民法学の現在 と近未来』(法律文化社, 2012 年, 386 頁)(分 担執筆)「アメリカ公共信託理論の生成と展 開」担当(241-255 頁)
- 6. 研究組織 (1)研究代表者 米谷 壽代 (MAITANI, Hisayo) 静岡大学・人文社会科学部・准教授 研究者番号: 24730103